

6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です！

飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、その動物の習性にあった飼い方が出来ているかどうかを再確認しましょう。

犬・猫を飼うときのきまり

- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬の制止できる人が短い引き綱で行いましょう。
- 犬や猫のしつけを行いましょう。千葉県動物愛護センターでは「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的を開催しています。
- また、災害時に備え、飼い主の明示（迷子札やマイクロチップの装着など）及び動物と同行避難できるような準備をしましょう。

不幸な命を増やさないために

- 適切に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。なお、やむを得ない事情によりどうしても飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。保健所・動物愛護センターでは新しい飼い主探しをお手伝いします。
- 愛護動物を捨てたり、傷つけたりすることは犯罪です。



人と動物の健康のために

- 動物の種類や大きさによって、ちょうどいいエサと水をあげましょう。
- 病気になったときは、そのままにせず、獣医さんに診てもらおうなどして、きちんと看病してあげましょう。

「千葉県動物の愛護及び管理に関する条例」で届出が必要になる場合

- 飼い犬が人をかんだとき
- 犬猫合わせて10頭以上飼育するとき



問合せ

香取保健所（香取健康福祉センター）☎0478-52-9161

千葉県動物愛護センター☎0476-93-5711

公益財団法人千葉県動物保護管理協会☎043-214-7814

介護でお悩みの事がございましたら
お気軽にご連絡ください。

特別養護老人ホームじょうもんの郷

〒289-0226 神崎町神崎神宿66番地10号

TEL 0478-70-1230

※職員の募集もしておりますので
お気軽にお問合せください。

広報こうざき 有料広告募集

発行部数2350部の神崎町広報に
広告を掲載してみませんか。

詳しくは、総務課企画財政係まで
TEL 0478-72-2111